

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和29年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月28日から同年6月1日まで

私は、A社（現在は、C社）に昭和29年4月1日に入社して以来、平成3年1月31日まで同社及びその関連会社において継続して勤務しており、昭和29年4月30日から同年5月31日までの間は同社B事業所に配属されていた。

しかし、年金事務所からの回答によると、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びC社が保管する申立人の人事記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和29年6月1日にA社B事業所から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和29年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 12 日から 43 年 12 月 17 日まで
年金事務所の記録では、申立期間について、昭和 44 年 1 月 31 日に脱退手当金が支払われたこととされている。

しかし、私は、脱退手当金を請求し、受給した記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかしながら、A事業所（現在は、B事業所）に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が有る上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和44年1月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 1 日から 37 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 3 月 15 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、同年 5 月 1 日に C 社（後の D 社 E 支店。現在は、B 社）への出向を命じられ、48 年 3 月まで D 社に継続して勤務していたが、年金事務所からの回答によると、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間について、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された申立人に係る人事カード、同社の回答及び同僚の供述から、申立人が申立期間において、C 社で勤務し、その後、D 社 E 支店で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間において、C 社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない上、D 社 E 支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和 37 年 5 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人は、「私が C 社に出向した時、私を含め、社員は 4 人だった。」と供述しており、D 社 E 支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 37 年 5 月 1 日に同社に入社したとする同僚は、「当時、私が入社したことにより、D 社 E 支店の社員は 5 人になったと聞いている。」と供述していることを踏まえ、申立期間当時、C 社及び D 社 E 支店は、従業員が 5 人未満であったため、厚生年金保険の強制適用事業所の要件に該当していなかったものと考えられる。

さらに、D 社 E 支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 37 年 5 月 1

日に同社同支店で厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚3人(上記の同僚を除く。)のうち、2人は既に死亡しており、連絡先の確認できた1人に対し、照会を行ったものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除についての供述は得られなかった。

加えて、B社は、「C社及びD社E支店について、当時の資料は保管されていないため、申立期間の厚生年金保険料控除については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。